

### 第 3 期規制改革実施計画フォローアップ結果（抄）

規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）における 実施内容			所管省庁	実施状況（平成 27 年 3 月 31 日時点）		今後の予定 （平成 27 年 3 月 31 日 時点）
事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
家庭用品品質 表示の国際整 合化①（指定 品目の見直 し）	政令で指定する品質表示義務がある品目について、社会の変化に柔軟かつ迅速に対応する観点から、品目の指定の在り方を検討し、結論を得る。	平成 26 年 度検討・結 論、結論を 得次第措 置	消費者庁	未措置	関係事業者等に対し、ヒアリング調査及び意見交換会を計 5 回実施。 社会の変化に柔軟かつ迅速に対応する観点から、指定品目の一部を内閣府令又は告示で定めることとする方向で合意を得たところ。	指定品目の見直しについては、平成 26 年度において一定の結論を得たことを踏まえ、平成 27 年度以降に政令等の改正を行うべく準備を行う予定である。
家庭用品品質 表示の国際整 合化②（表示 内容の見直 し）	各品目の表示義務を、事業者の自主性を発揮させるとともに、消費者にとって正しく分かりやすい表示方法にする観点から、消費者が理解可能な必要最低限の表示内容とする。	平成 26 年 度検討開 始、平成 26 年度以降 平成 28 年 度までに 順次結論、 結論を得 次第順次 措置	消費者庁	検討中	関係事業者等に対し、ヒアリング調査及び意見交換会を計 5 回実施。	平成 26 年度における調査や意見交換の結果等を踏まえつつ、具体的な表示内容の見直しに向け、有識者、消費者等を含めた検討会を行い、平成 28 年度までに結論を得たものより順次改正を進める予定である。

<p>家庭用品品質表示の国際整合化③（表示・試験方法の見直し、海外への情報発信）</p>	<p>消費者の利益の擁護及び増進の観点の基本としつつ、事業者のグローバル展開の促進を一層図るため、諸外国における表示制度を参考として表示方法や試験方法を見直すとともに、家庭用品品質表示法（下位規範を含む。）を英文化する。</p>	<p>平成 26 年度 検討 開始、平成 26 年度 以降 結論を得次第 順次 措置</p>	<p>消費者庁</p>	<p>検討中</p>	<p>関係事業者等に対し、ヒアリング調査及び意見交換会を計 5 回実施。</p>	<p>平成 26 年度における調査や意見交換の結果等を踏まえつつ、具体的な表示内容の見直しに向け、有識者、消費者等を含めた検討会を行い、結論を得たものより順次改正を進める予定である。</p>
<p>家庭用品品質表示の実効性確保</p>	<p>立入検査の実効性を高め、消費者保護の向上を図る観点から、全国の地方公共団体の立入検査の実態を把握し、執行実績が少ない地方公共団体に対し、執行上のアドバイスなどの支援を行うとともに、そのフォローアップを行う。</p>	<p>平成 26 年度 措置（平成 27 年度 以降 継続 実施）</p>	<p>消費者庁</p>	<p>措置済</p>	<p>全国の地方公共団体に対して立入検査の実態調査及び執行実績が少ない原因・問題点に関するヒアリングを実施した。また、消費者行政関係者の会議等においてもその必要性を説明し意見交換を図った。さらに、立入検査のやり方などについてより詳細にした家庭用品品質表示法事務処理マニュアルを作成し配布した。</p>	<p>引き続き、立入検査の実効性を高めるため、法制度説明会なども含めフォローアップを行う予定である。</p>